

国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度において、国の財政支援で拡充の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大は、低所得層が多い沖縄県民の生活を直撃しています。

沖縄県商工団体連合会の調査によれば、8割の自営業者に影響があり、4割以上売上げ減少の業者が63.5%に達しています。

琉球新報の県民調査によれば、感染流行前と比べて所得が「半分以下になった」と答えた人が33.7%、その中でも自営業者は「1割以下になった」と答えた方が44.3%に達しています（5月8日琉球新報）。

厚生労働省は、令和2年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（保国発0501第1号）を発信しました。通達の表書きで「できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう」と記載されています。介護保険料の減免についても同様の事務連絡が発出されています。

コロナウイルス感染症の影響は、長期化すると言われてしています。

沖縄県民の生活の困難拡大を考えれば継続的な生活支援策が必要です。

またそもそもほかの医療保険と比べ、国保料（税）は所得に対する料（税）が高過ぎます。

国民健康保険料（税）や介護保険料の減免拡充を、国から10割交付の財政支援で令和3年度以降も継続していただけたら、国民の不安を和らげ、大きな生活支援につながります。

以下のとおり、政府に要請します。

- 一、国民健康保険料（税）や介護保険料の減免において、国による10割財政支援を令和2年度のコロナ関連特例とするのではなく、令和3年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月29日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣